

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年12月10日～2020年12月16日)

令和2年(2020年)12月18日

H E A D L I N E S	
政治 「連帯ポーランド」の連立与党残留 国家ワクチン接種プログラムの政府採択 与党「法と正義」による人権擁護官候補者の発表 国民的隔離措置実施の発表 欧州理事会におけるEU次期多年度財政枠組及び欧州復興基金の合意 アンジェイチャク統合参謀長、NATO作戦連合軍司令官と電話会談 シマンスキEU問題担当大臣による法の支配コンディショナリティに関する発言 ドゥダ大統領によるバイデン次期大統領に対する書簡の発出 モラヴィエツキ首相とシモニーテ・リトアニア首相との電話会談 カチンスキ副首相(「法と正義」党首)による法の支配コンディショナリティに関する発言 軍による新型コロナウイルス感染症に対するワクチン支援	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 2 6 9 6 5 0 0 5 Fax 5 0 0 6 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>
治安等 オランダで「ポーランド系」とされるスーパーが爆破される4件目の事案が発生 人工妊娠中絶にかかる抗議デモが継続 抗議デモを主導する団体の主要人物が新型コロナウイルスに感染との報道 閣僚のSNSアカウントが乗っ取られる事案が発生 「南京錠」詐欺に関する報道	
経済 下院、危機対策パッケージの更なる改正案を検討 地方投資基金の配分に関する議論 ポーランドの給与水準に関する報告 10月の国際収支 11月の物価動向 ポーランド製の電気自動車関連動向 投資家によるエネルギー投資関連動向 ポーランド航空(LOT)に対する国家補助 原子力に関する受容性調査 フランスの原子力協力に係る動き 2049年炭鉱閉鎖に関する政府と労働組合との協議 国立研究開発センターによる研究開発インフラのためのプログラム立ち上げ	
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 年末年始における「ポーランド政治・経済・社会情勢」の発行について 文化行事・大使館関連行事	
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	

「連帯ポーランド」の連立与党残留【13日】

13日、連立与党「連帯ポーランド」党首であるジョブ法相は、同党が今後も連立与党に留まる方針を発表した。「連帯ポーランド」はEU予算と法の支配の遵守を条件付ける法の支配コンディショナリティは容認できないとの立場を主張しており、連立与党を離脱する可能性がささやかれていたが、ジョブ法相の発表に先立ち同党幹部が連立与党離脱に関する動議の投票を行い、これを否決していた。

国家ワクチン接種プログラムの政府採択【15日】

15日、政府は、専門家との協議及びパブリック・コメントの聴取を経て、国家ワクチン接種プログラムを採択した。ワクチン接種は2021年第1四半期の開始を予定しており、無料かつ任意で接種を受けることができる。最も感染リスクの高い人が最優先でワクチン接種を受け（第0段階）、医療従事者（開業医を含む）、老人ホームや福祉センターの職員、衛生局を含む医療施設の補助員及び事務職員がこのグループに指定される。その後、第一段階として、老人ホームや福祉施設等の入居者、（年齢の高い順に）60歳以上の高齢者、軍人及び教員がワクチン接種を受ける。ワクチン接種に関する情報発信のために特設ホームページ（gov.pl/szczepimysie）が開設され、近日中に24時間のインフォラインも開設する予定で

ある。

与党「法と正義」による人権擁護官候補者の発表【16日】

16日、テルツキ下院副議長（与党「法と正義」（PiS）院内総務）は、ヴァヴジク外務副大臣をPiSの人権擁護官への候補者とするを発表した。人権擁護官の選出をめぐるのは、ボドナル人権擁護官の任期が9月9日に終了したが、下院の選出した候補者に上院が同意する必要があるため、上下院が与野党のねじれ状況にある影響もあり、現在までに候補者の選出が行われていない。

国民的隔離措置実施の発表【17日】

17日、ニェジェルスキ保健大臣は記者会見を開催し、12月28日から1月17日まで国民的隔離措置（national quarantine）を実施すると発表した。同期間では制限措置が強化され、食料品・日用品店及び薬局を除く商業施設の営業制限の再導入、ホテル営業の制限、多人数が乗り合わせる交通機関でのポーランド入国者に対する10日間の隔離措置等が行われる。また、12月31日19時から1月1日6時まで、職務上必要な行為または政令で定められた行為を除き、全国で外出が禁止される。

欧州理事会におけるEU次期多年度財政枠組及び欧州復興基金の合意【11日】

10日及び11日、欧州理事会は、次期多年度財政枠組（MFF）及び欧州復興基金に合意した。同理事会では、ポーランド及びハンガリーが、法の支配の遵守とEU予算の支出を条件付ける法の支配コンディショナリティに反対し、EU予算に対する拒否権を行使するかが問題となっていた。モラヴィエツキ首相は、同合意における合意はポーランドにとって二重の勝利であると評価し、第一に、EU予算が成立し、ポーランドには7700億ズロチ（約1739億ユーロ）が配分され、第二に、法の支配コンディショナリティは、非常に厳密な基準によって限定的なものとなったため、基金の安全は確保されたと強調した。

ジョブ法相（連立与党「連帯ポーランド」党首）は、（ポーランドに対してコンディショナリティが適用されない）法的拘束力のある保証のない法の支配コンディショナリティの採択は誤りであり、連帯ポーランドは、今次欧州理事会の結果について党内で議論していくと述べた。

ゴヴィン副首相（連立与党「合意」党首）は、ポーラ

ンド及び欧州にとって良い一日となった、今回の合意は、すべてのポーランド人にとっての成功であるとともに、すべてのヨーロッパ人の成功であると述べた。

アンジェイチャク統合参謀長、NATO作戦連合軍司令官と電話会談【11日】

11日、アンジェイチャク統合参謀長は、ウォルターNATO作戦連合軍司令官と電話会談を行った。同会談においては、NATO抑止戦略及び集団安全保障システムにおけるポーランド軍の地位・役割について意見交換が行われ、NATO東方地域の課題に関する議論では、同統合参謀長から、軍の改革状況、地域の同盟国との協力及び軍の能力構築状況について説明をした。

シマンスキEU問題担当大臣による法の支配コンディショナリティに関する発言【14日】

14日、シマンスキEU問題担当大臣は、法の支配コンディショナリティは、法の支配違反とEU予算と直接的な因果関係が証明される必要があり、今日のポーランドには適用されないと強調した。また、同大

臣は、法の支配コンディショナリティのEU条約との適合性について検証するために欧州司法裁判所に提訴すると述べた。

ドゥダ大統領によるバイデン次期大統領に対する書簡の発出【15日】

15日、バイデン米次期大統領の選挙人投票による大統領選挙での勝利が確定したことを受けて、ドゥダ大統領が祝意を伝える書簡を発出した。ドゥダ大統領は、バイデン次期大統領の勝利を祝福し、ポーランド・米国関係は、真の戦略的パートナーシップであり、両国は、自由、正義、民主主義、国際法の原則といった理想や価値を共有していると強調した。また、同大統領は、三海域イニシアティブ(3SI)やNA TOにおける協力の継続を望むと述べた。

同日、ラウ外相は、テレビ・プブリカにおいて、最も重要な問題についてのポーランド・米国関係は不変であると強調した。米国の外交的利益は安定的で変わることはなく、外交政策はトランプ政権からの継続になるだろうと述べた。

モラヴィエツキ首相とシモニーテ・リトアニア首相との電話会談【15日】

15日、モラヴィエツキ首相は、シモニーテ・リトアニア首相と電話で会談し、二国間の経済・エネルギー・インフラ協力、環大西洋関係、地域安全保障及びベラルーシ情勢について議論した。ベラルーシ情勢について、両首脳は、同国の民主的変革に対する支持を表明した。同会談は、リトアニア議会選挙後、12月11日にシモニーテ政権が発足して初めての首脳会談となった。

カチンスキ副首相(「法と正義」党首)による法の支配コンディショナリティに関する発言【16日】

16日、カチンスキ副首相(「法と正義」党首)は、保

守系紙ガゼタ・ポルスカ紙のインタビューにおいて、EU予算と法の支配コンディショナリティにおけるポーランドの立場について言及し、ポーランドは主権をカネによって諦めることはないことを強調した。同副首相は、先般の欧州理事会の合意によって、ポーランドは、記録的な額のEU基金を取得するとともに、自国の自由を保証することに成功したと述べた。また、同副首相は、交渉の結果、主権が脅かされる事態になった場合には拒否権を行使する準備ができていたと述べた。さらに、同副首相は、ポーランドはEUにおいて独仏と同様に尊重されるべき大国であると強調するとともに、ポーランドの主権を守る決意を改めて表明した。

軍による新型コロナウイルス感染症に対するワクチン支援【16日】

16日、プワシュチャク国防相は、下院において、ポーランド軍兵士が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対するワクチンの配分等を担うこととなり、機動的なワクチンチームを編成するとともに、13の軍病院が国家ワクチンプログラムの指定病院となっていると伝えた。また、現在の軍による支援状況について、国境警備、自治体支援、病院等に対して約10,000人の兵士が従事し、700の病院、173カ所の衛生疫学ステーション及び21の献血センターを支援し、更なる支援要請に応えられるよう約10,000人の兵士が待機態勢をとっていると述べた。また、支援活動に従事している兵士は、11,000人の退役軍人及び743の看護施設を休みなく支援していると述べた。さらに、50カ所の隔離地域及び20以上の演習場に緊急事態室を編成しており、軍の野外病院が軍疫学機関に設置されているとし、2,500名の軍医、看護師及び救急救護員が感染患者の健康のケアを行っているとした。なお、軍事病院のベッドの占有率は35%であることを明らかにした。

治 安 等

オランダで「ポーランド系」とされるスーパーが爆破される4件目の事案が発生【12日】

12日未明、「ポーランド系」とされるスーパーが何者かに爆破される事案がオランダで発生した。同種の事案が発生するのは今回が4件目で、死傷者はいなかったという。一連の事案について、ポーランド外務省は、たとえオーナーがポーランド人でなかったとしても、主な利用者であるポーランド人が被害に遭う可能性があるとして、オランダ当局に対して捜査を行うよう依頼していると明らかにした。

人工妊娠中絶にかかる抗議デモが継続【13日】

人工妊娠中絶を許容する現行法規を違憲とする憲法法廷の判決(10月22日)に反対する抗議デモが、ワルシャワ中心部で行われた。デモ隊は、カチン

スキ副首相(与党「法と正義」(PiS)党首)の自宅に向かって行進を行う一方、警察は同副首相の自宅前でバリケードを敷くなどの対策を取った。

抗議デモを主導する団体の主要人物が新型コロナウイルスに感染との報道【16日】

各種メディアは、人工妊娠中絶にかかる憲法法廷の判決に反対する抗議デモを主催している「女性ストライキ」の主要人物であるマルタ・レムパルト氏が新型コロナウイルス感染症に感染したと報じた。それによると、同氏は14日に検査を受けたところ、陽性反応が出たとのことで、現在は自宅隔離中であり、体調に問題はないという。なお、同氏は、感染が判明する4日前、ブリュッセルにおいて欧州人民党のドナルド・トゥスク議長(元欧州理事会議長、元

閣僚のSNSアカウントが乗っ取られる事案が発生【16日】

家族・社会政策省は、マルレナ・マロング家族・社会政策大臣のフェイスブックアカウントが何者かに乗っ取られ、偽の情報や意見が投稿されたと明らかにした。また、同大臣は、ツイッター上で自らのフェイスブックアカウントがハッキングされたことを認めた。15日に投稿された内容では、「女性ストライキ」への参加者に対する差別的かつ攻撃的な意見が掲載された。同省は、アカウントをハッキングした人は大臣を誹謗中傷し個人の権利を侵害していると指摘した

「南京錠」詐欺に関する報道【16日】

当地国営メディア「TVP INFO」は、最近、新しい詐欺が確認されたと報じた。その手法とは、自動車のドアの取っ手にダイヤル式南京錠をかけ、暗証番号の提供の引き替えとして金銭を要求するものである。こうした詐欺は、「南京錠」詐欺などと呼ばれ、ショッピングセンターなどの駐車場で行われるとのことである。通常、この手の詐欺で要求される金額は数百ズロチ程度であるという。

経 済

経済政策

下院、危機対策パッケージの更なる改正案を検討【15日】

下院の公共財政委員会は、新型コロナウイルス感染症に対する危機対策パッケージの更なる改正法案の検討を開始した。同案では、血液や血しょうを提供した人々に特別休暇やバス・鉄道料金の割引を付与することなどが検討されている。モラヴィエツキ首相及びニエジェルス保健大臣は、回復期患者等に対し、人々の同感染症からの早期回復を支援するべく、血しょうの提供を呼びかけていた。なお、同法案は特別休暇に伴う給与の返済については言及されておらず、雇用主が負担することになる可能性がある。また、隔離措置後に従業員が病気休暇手当の受給資格を得た場合、雇用主が負担することになる見込みである(最初の33日間(5

0歳以上の場合は15日間)は雇用主負担で、社会保険庁(ZUS)による病気休暇手当の支払はそれ以降に開始する。))。

地方投資基金の配分に関する議論【15日】

一般政府が発表した地方投資基金を通じた地方政府支援に関して、議論が生じている。一部の地方政府代表は、本件基金が政治的支持によって配分されたのではないかと抗議している。ワルシャワ、ヴロツワフ、ビャウイストク、グダンスク、クラクフ、ルブリン、ウッチ、ポズナン、ジェシュフ等が除外されている。ストウルジク・マゾヴィエツキ県知事は、基金の事業選定基準等を調査するよう最高監査院(NIK)に申請を提出したことを明らかにした。

マクロ経済動向・統計

ポーランドの給与水準に関する報告【10日】

会計事務所グラントソントンの報告書「Salary Catch Up Index」によると、過去3年間のポーランドの賃金上昇率は5.6%で、他のEU諸国と比較して高い水準で上昇しているが、依然として西欧諸国と比べると平均月額賃金は低水準となっている。2019年のポーランドの平均月額賃金は1,150.67ユーロで、EU平均の約3分の1であった。同報告書によると、仮にポーランドの賃金上昇率が現在と同水準で推移した場合、EUの平均に追いつくには18年かかる見通しである。

10月の国際収支【14日】

ポーランド中央銀行によると、10月のユーロ建ての物品の輸出は対前年同月比3.7%増となり、欧州における新型コロナウイルス感染症による制限措

置の影響によりポーランド製品に対する需要が低下すると見ていた専門家の予測よりも好調な結果となった。対前年比で伸びが特に顕著であったのが、自動車用バッテリー及びエンジン、ワイヤレス機器、TVセット、衣類、たばこ製品であった。一方で、輸入については、内需の低下により、対前年同月比3.5%減となった。

11月の物価動向【15-16日】

中央統計局(GUS)によれば、11月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比3.0%増、対前月比0.1%増となった。サービス価格は対前年同月比7.8%増、商品価格は対前年同月比1.3%増となった。また、ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギーを除いた11月のコア・インフレ率は対前年同月比4.3%増、対前月比0.2%増となった。

ポーランド産業動向

ポーランド製の電気自動車関連動向【15日】

ポーランド製の電気自動車の生産を計画している ElectroMobility Poland は、同社が工場建設地として調査していた30の場所のうち、シロンスキエ県ヤボジュノを建設地とすると発表した。同社は建設地の決定及び政府の財政援助により、2021年には投資開始が可能になるとしている。同工場はカトヴィツェ経済特区に含まれることとなる。同社のザレンバ社長は、建設にあたって予備工事を行う必要があり、同工場で自動車の生産は2024年に開始されるだろうと述べた。本投資により、工場で3,000人、配送等の関係で12,000人の雇用を創出するとされている。

投資家によるエネルギー投資関連動向【15日】

ポーランドの富豪のミハエル・ソウオフ氏は、年間売上高8億ズロチの太陽光発電設備の製造・販売会社である Corab 社の株式の半分を取得した。同氏は太陽光発電パネルの生産を開始する予定である。同社は太陽光発電設備の建設を支援する。また、同

氏は、Synthos Green Energy 社を通じ、洋上風力発電所や小型原子炉に関する投資機会についても分析している。

ポーランド航空(LOT)に対する国家補助【16日】

報道によると、政府は、近々開催される閣僚評議会において、ポーランド航空(LOT)に対する救済措置関連法案を採決する予定で、国家補助の総額は28億ズロチに上る見込みである。欧州委員会も同国家補助を承認済みという。同国家補助のうち、10億ズロチは株式資本の引き上げ、18億ズロチはポーランド開発基金(PFR)を通じた流動性融資を予定しているという。ここ数か月の間に、LOTはリース会社との間で数億ズロチの料金引き下げに合意したが、航空業界の状況は引き続き厳しく、それだけでは不十分であるという。LOTは本件国家補助についてコメントを控えているが、同社は、追加の財政支援がなければ、2020年末にはキャッシュ・バランスはマイナス2.5億ズロチに上ると試算している。

エネルギー・環境

原子力に関する受容性調査【11日】

気候・環境省が行った最新の調査によれば、62.5%のポーランド人が原子力に賛成であり、31.6%が反対しているとされている。46%の人々は自宅の隣に原子力発電所が建設されることに反対しないとされている一方で、51%が反対しており、そのうちの32%は強く反対している。約72.6%の人々は原子力発電所の建設はポーランドのエネルギーセキュリティを改善するために良い方法であると考えているとされている。本調査は、11月に15歳～75歳の人々2110人を対象にして調査した結果である。

フランスの原子力協力に係る動き【14日】

フランスの電気会社EDFの新規プロジェクトを担当するブルーノ・ブロータス氏は、フランス大使館等が主催したオンラインセミナーで、同社がポーランドに原子力技術、建設、運転支援を提供できると述べ

た。また、同氏はプロジェクトのための重要な資金調達策も提案できると述べた。さらに同氏は、ポーランドとの原子力エネルギーに関する同社の協議が加速していると述べた。

2049年炭鉱閉鎖に関する政府と労働組合との協議【15日】

2049年までに炭鉱を閉鎖するための条件の詳細について、政府は炭鉱労働組合等と12月中旬まで合意予定であったが、合意に至らなかった。次回合意は1月13日に予定されており、2月中旬の合意を目指す。その後、欧州委員会に対し炭鉱部門への補助の承認を得る予定である。国有財産省は既に欧州委員会との調整を進めているとしている。

計画通りに進んだ場合、2021年3月には石炭関連の資産を国有財産省に移行する準備が整う予定である。

科学技術

国立研究開発センターによる研究開発インフラのためのプログラム立ち上げ【11日】

国立研究開発センター(NCIBR)は、INFRASTARTプログラムを立ち上げる。同プログラムは研究開発インフラの利用効果を高めるとともに科学の国際化に貢献することを目的としている。同プログラムでは、国

際舞台におけるポーランドの研究のランクや重要性を上昇させるのに有効であるとされている。同プログラムには総額2億ズロチの予算が割り当てられており、最初の公募は来年の1月11日から開始される予定である。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国内及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に

渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになっていきます。11月9日から小学校及び高等教育機関においては、実務授業を除きリモート授業が義務化されています。また、幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。12月28日からは、薬局やスーパーなど一部の店舗を除き営業停止となるなど再び制限措置が強化されるほか、12月31日午後7時から1月1日午前6時までの間は外出制限があります。今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しく願いいたします。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-73 00、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

【お知らせ】年末年始における「ポーランド政治・経済・社会情勢」の発行について

来週25日（金）は当地の祝日（クリスマス）に当たり、再来週1日（金）も祝日（元日）となるため、来週及び再来週の発行はございません。12月17日以降の内容につきましては、来年1月8日（金）の発行分にまとめて掲載させていただきますので、ご承知おきいただければ幸いです。そのため、本日発行分は本年最終号となります。本年におきましても、皆様の御高配を賜り、誠にありがとうございました。来年におかれましても、引き続き「ポーランド政治・経済・社会情勢」をよろしくお願いいたします。

文化行事・大使館関連行事

特になし。

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)